

# 丸亀市臨時教育委員会会議録

1 日 時 令和3年5月11日(火)  
午後4時30分～午後4時35分  
場 所 市役所3階 303・304会議室

## 2 出席委員

委 員	徳永秀文
委 員	土方実加
委 員	松岡 舟
委 員	福田康知
教育長	金丸眞明

## 説明のため出席した者

教育部長	七座武史
総務課長	吉野隆志
総務課副課長	高倉鋭悟

書 記 総務課主査 直江麻紀

3 傍 聴 なし

## 4 議 題

議案第1号 丸亀市教育長職務代理者の指名について

## 5 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第13条第3項の規定に基づき、次の2名を会議録署名人に指名する。松岡 舟委員、徳永 秀文委員

## 6 議事の概要

---

午後4時30分 開会

---

## 議案第 1 号 丸亀市教育長職務代理者の指名について

〔教育部長〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の第2項で、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されている。

このように、現制度では教育長職務代理者を置くことになっており、あらかじめ教育長が指名することになっていることを報告するものである。

〔教育長〕

教育長職務代理者として、徳永委員を指名し、任期は、令和3年5月11日から令和4年5月10日までの1年間といたしたい。

教育長が各委員に諮り、異議なしと決定

〔教育長〕

教育長職務代理者は非常勤職員であるが、いざというときは事務局のトップとして実際に事務全般を見ながら、指揮命令しなければならない。具体的な事務の執行については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条第4項で、事務局職員に委任できる規定があるので、これまでと同様、教育部長に委任したいと思うのでよろしくお願ひしたい。

7 閉会

午後4時35分